

## 福祉保健医療情報サービス事業

(財務諸表等電子開示システム、障害福祉サービス等情報公表システムおよび子ども・子育て支援情報公表システム)

**令和3年度 福祉貸付事業行政担当者説明会**

**WAM NET (独立行政法人福祉医療機構 情報事業部)**

# 1. 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

社会福祉法人改革の目的である経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の具体的な制度的方策の一つとして、WAM NETを利用した「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の運用が平成29年度より開始となりました。

**5年目となる令和3年度につきましても、4月より運用（届出）開始となります。**管下の社会福祉法人へのご案内および、未利用の法人に対しましてはシステム利用のお声掛けを何卒宜しくお願い致します。

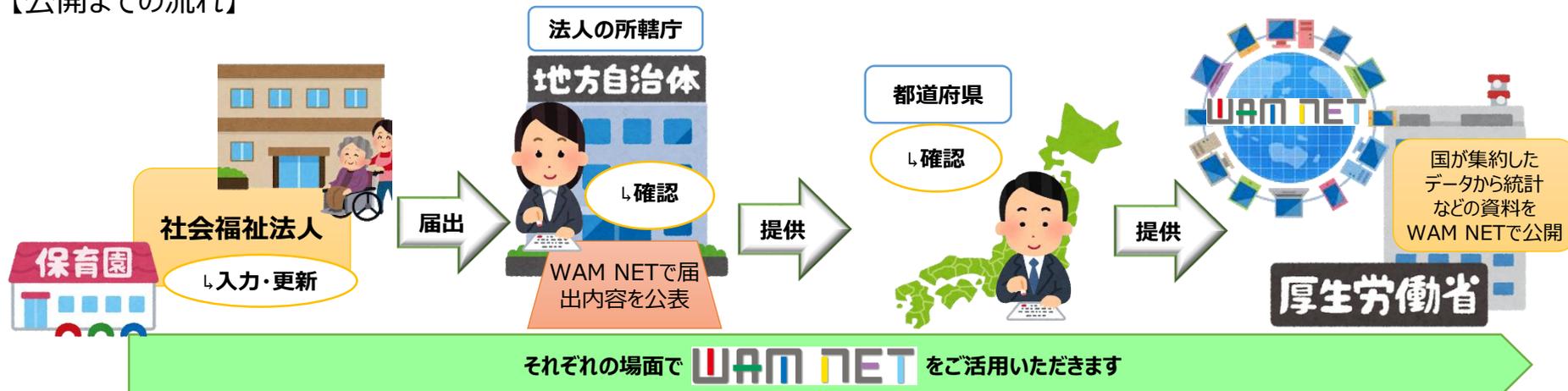
【根拠】改正後の社会福祉法（平成29年4月1日施行）

第五十九条の二第五項

厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。

【対象】全国の各社会福祉法人（20,941法人。令和2年11月30日現在）

【公開までの流れ】



【システム活用のメリット】

- 法人情報の確実な提供・開示による、透明性の確保と法人の信頼性の向上（令和2年度システム利用率99.5%）
- 所轄庁への届出業務の電子化（ICT活用）、財務諸表等データの一元化

## 2. 障害福祉サービス等情報公表システム

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっています。

このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、事業者がサービスの内容等を都道府県知事へ報告し、都道府県知事が報告された内容を公表することで、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的に、WAM NETの仕組みを活用した標記システムが、平成30年4月より運用開始となりました。

**各サービス事業所による令和3年度の入力・更新は5月より開始の予定です。** 管下のサービス事業所への入力・更新について何卒ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【根拠】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正（平成30年4月1日施行）

第七十六条の三

指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者は、（略）情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

【対象】全国の障害福祉等サービス事業所（168,285事業所。令和3年2月26日現在）

【公開までの流れ】



【システム活用のメリット】

- 事業所情報の確実な提供・開示による、透明性の確保と信頼性の向上
- 利用者個々のニーズに応じた良質なサービス選択の実現

### 3. 子ども・子育て支援情報公表システム

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月より、また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化の実施がスタートしましたが、それぞれの対象となる特定教育・保育施設（認定こども園等の認可施設）、認可外保育施設（認可外保育園等）の情報公表が課題となっています。

そこで、一元的かつ正確な情報公表を行う具体的な制度的方策の一つとして、WAM NETを利用した「子ども・子育て支援情報公表システム」を国の要請のもと新たに構築し、令和2年度より運用を開始しました。

各自治体では、管下の対象施設の管理・情報公表機能をご利用できるとともに、事業者に対し強固なセキュリティが確保された登録環境の提供が可能となります。

利用者の方（特に保護者の方）には、施設選択に資する情報を専用の公表サイト「ここdeサーチ」を通じて、一元的にインターネット上で提供することで、お住まいの地域や通勤圏など広範な情報を提供できるツールとなりますので、是非ご活用ください。

#### 【運用スケジュール】

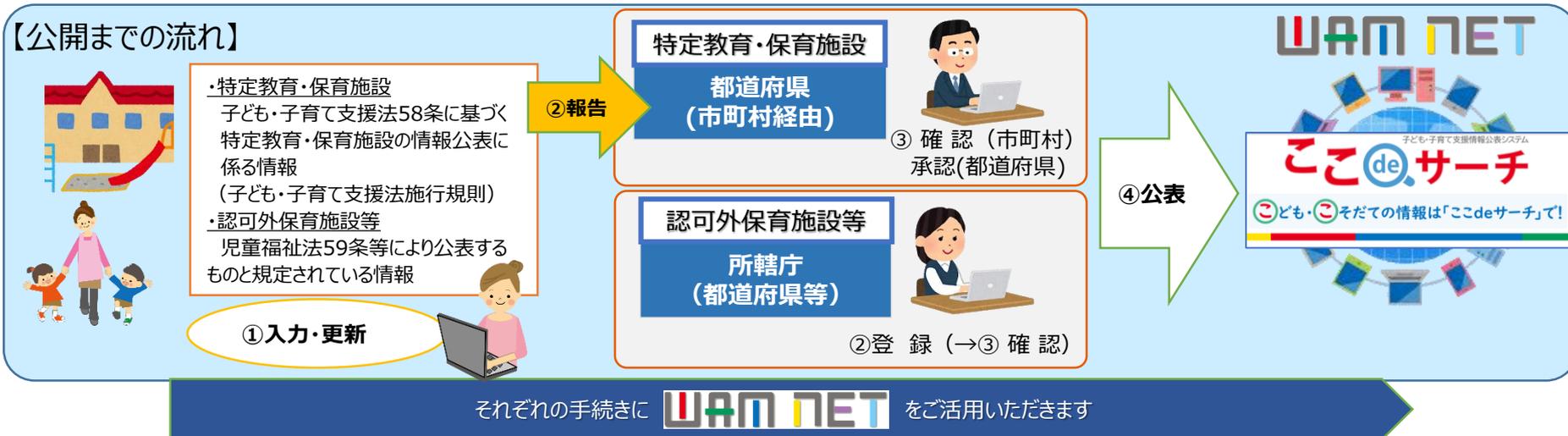
令和2年6月～：システム運用開始（→自治体、事業者による情報登録）

令和2年9月～：「ここdeサーチ」による情報公表開始（認可、認可外施設ともに）

【対象】認可施設：43,894 / 認可外保育施設等：19,042（令和3年2月26日現在）

【システム利用率】認可施設：92.5% / 認可外保育施設等：85.9%（令和3年2月26日現在）

#### 【公開までの流れ】



#### 【システム活用のメリット】

- 施設情報の確実な提供・開示による、透明性の確保と信頼性の向上
- 保護者の方など、利用者個々のニーズに応じた良質なサービス選択の実現

# 3. 子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）

## WAM NETトップページ

## 公表サイト「ここdeサーチ」

キーワード（住所や最寄り駅）、施設の種類（保育所、認定こども園、認可外保育施設等）などの条件から施設を検索することができます！

## 閲覧することができる情報

**認可施設**

**教育・保育等の内容に関する事項**

- 預かり保育の実施状況 ・施設の開所時間 ・利用定員
- 給食の実施状況 ・病児保育事業の実施 ・施設等の利用手続 など

**教育・保育に従事する従業者に関する事項**

- 施設に勤務している保育教諭や保育士などの職員数
- 労働時間や経験年数 など

**教育・保育の利用料等に関する事項**

- 実費徴収の有無や徴収理由 ・上乗せ徴収の有無や徴収理由
- 徴収額 など

**権利擁護等のために講じている措置に関する事項**

- 利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の有無
- 相談・苦情等の対応のための取組の状況 など

**教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項**

- 安全管理や衛生管理のために講じている措置
- 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況（第三者評価等の実施）
- 個人情報保護等のための取組の状況 など

**教育・保育提供に関する事項**

- 施設の種類の ・施設等の名称、住所、電話番号や認可年月日、事業の開始年月日 など

**施設等を運営する法人に関する事項**

- 法人の種類、名称、所在地、電話番号、代表者名、設立年月日 など

**認可外施設**

**施設基本情報** ・施設の種類、名称、所在地、電話番号、交通手段 など

**利用定員等** ・利用定員の有無、年齢ごと（0歳～5歳）の定員数など

**サービス内容** ・開所、閉所時間、保育従事者数、有資格者数（保育士、看護師等）など

**指導監督等実績** ・監査の実績（改善事項の有無）など

# <参考> 福祉・保健・医療の総合情報サイト『 WAM NET 』の取組み

## ○ 福祉・保健・医療に関する情報を総合的に提供します

WAM NET (※1) は、法律の規程 (※2) に基づき整備された福祉医療関係者や一般の方に対する福祉医療の総合情報サイトで、福祉及び保健医療に係る制度・施策、取組み状況などについて、幅広く提供したり、福祉事業者の情報公開を支援することで、福祉と医療を支援しています。

(URL) <https://www.wam.go.jp>



## ○ WAM NETの主な掲載情報

● **社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム**  
全国の社会福祉法人の現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画を公表

● **行政情報**  
国で開催される会議の情報や資料を案内

● **介護離職ゼロの実現に向けて**  
介護保険制度や介護サービスをはじめ、仕事と介護の両立のための制度などの情報を掲載

● **障害福祉サービス等情報公表システム**  
全国の障害福祉サービス事業所の情報を公表

● **評価情報**  
社会福祉施設、介護保険地域密着型施設の評価情報を掲載

● **子ども・子育てサポートサイト**  
子ども・子育てに関する各種お役立ち情報を掲載

● **子ども・子育て支援情報公表システム** NEW  
全国の子ども・子育て支援新制度の対象となる特定教育・保育施設と幼児教育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報を公表

● **福祉のしごとコーナー**  
福祉の仕事を目指す方に役立つ情報、経営者に向けて福祉の人材確保や定着に関する情報等を掲載

● **産前・産後休業、育児休業関連情報**  
産前・産後休業等の取得を考えている方や、育児をする方を支援する企業にとって参考となる情報を掲載



▲ WAM NET トップページ

## 【お知らせ】令和3年度より災害時における、国・地方公共団体と被災施設をつなぐ情報共有システムの運用がはじまります！

近年増加する自然災害等による施設の被災状況を的確に把握するため、国・地方公共団体と被災施設をつなぐ情報共有システムについて、スマホ等を活用しWAM NETで令和3年度より運用を開始する予定です。

災害発生時の報告にあたっては、現在運用している「**障害福祉サービス等情報公表システム**」および「**子ども・子育て支援情報公表システム**」で公表されている施設の情報を活用するため、各システムで未だ公表が完了していない事業所がある自治体におかれましては、速やかな公表処理につきご協力をお願いします。

※1 WAM NET : Welfare And Medical Service NETwork System  
※2 法律の規程 : 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号 (福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理)

こちらのQRコードからご覧いただけます！

